

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 春日部市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 19 20 21 法附則第15条第 1 項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の 2 第 2 項、<u>第15条の 3 又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の 3 <u>まで若しくは第61条</u>」とする。	附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 19 20 21 法附則第15条第 1 項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の 2 第 2 項 <u>又は第15条の 3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の 3 <u>まで</u>」とする。

第 2 条 春日部市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 19 20 21 法附則第15条第 1 項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の 2 第 2 項、第15条の 3 又は <u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の 3 まで若しくは <u>第63条</u>」とする。	附 則 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 19 20 21 法附則第15条第 1 項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の 2 第 2 項、第15条の 3 又は <u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の 3 まで若しくは <u>第61条</u>」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。